

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年3月13日

島根県立松江ろう学校長 中村厚子

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

令和8年度松江ろう学校校舎清掃業務委託

#### (2) 委託の内容

入札説明書のとおり

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加するものに必要な資格

(1) 令和7年～9年の「庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録された者であること。

(2) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(3) 松江市内に本店、支店または営業所等を有するものであること。

(4) 過去2年間に、国又は地方公共団体と庁舎等の清掃業務委託契約を履行した実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0121 島根県松江市古志町191-6

島根県立松江ろう学校

TEL (0852) 36-7222

FAX (0852) 36-7223

(2) 交付期間及び交付方法

本公告の日から令和8年3月17日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
9時00分から16時00分まで前記(1)の場所で交付します。

(3) 現地説明会

開催しません。

(4) 入札・開札の日時及び場所

日 時：令和8年3月27日(金) 11時30分

場 所：島根県立松江ろう学校

その他：郵便による入札は認めません。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付してください。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札者が入札にあたり提出する書類に関し島根県立松江ろう学校長から求められた説明に応じなかったとき、その他、島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札は2回までとします。

(7) その他

- ① 詳細は、入札説明書によります。

- ② 島根県議会において、本公告に係る予算案が可決されない場合は、本件入札は実施しません。



## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

令和8年度松江ろう学校校舎清掃業務委託

#### (2) 委託の内容

別添仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を)を落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和7年～9年の「庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録された者であること。

(2) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(3) 松江市内に本店、支店または営業所等を有する者であること。

(4) 過去2年間に、国又は地方公共団体と庁舎等の清掃業務委託契約を履行した実績を有すること。

### 3 契約条項を示す場所及び日時

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0121 島根県松江市古志町191-6

島根県立松江ろう学校

TEL 0852-36-7222

ファクシミリ 0852-36-7223

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和8年3月17日(火)までの間、上記(1)の場所において交付

する。(交付時間は土曜日及び日曜日を除く、9時00分から16時00分までとする。)

なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とする。

(3) 入札説明会

開催しない

4 入札・開札の場所及び日時

(1) 入札・開札の日時

令和8年3月27日(金) 11時30分

(2) 入札・開札の場所

島根県松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書をもって行うものとし、その結果は、書面により通知する。

(1) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 入札参加資格に関する誓約書

(2) 提出書類の提出期限等

ア 提出期限 令和8年3月24日(火)17時00分必着

イ 提出場所 〒690-0121 島根県松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

(3) 当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること

6 入札保証金に関する事項

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除とすることができる。入札保証金の免除を希望する者は、次の書類を5(1)の書類と併せて提出すること。

ア 入札保証金の免除申請書

イ 島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当することを証明できる書類(契約書の写し等)

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期

ア 納付場所 島根県松江市古志町 191-6 島根県立松江ろう学校

イ 納付時期 令和 8 年 3 月 24 日（火） 12 時 00 分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第 6 1 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記 3（1）の場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

## 7 入札について

(1) 入札は、入札書（様式第 5 号又は第 6 号）によるものとする。

(2) 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式第 4 号）を提出すること。

(3) 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 再度入札は 2 回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うものとする。

ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(5) 郵便による入札

認めない。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 6 1 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(7) 入札辞退

入札参加資格確認通知を受けた後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第 3 号）を提出すること。

ただし、入札開始後においては、その旨を記載した入札書で辞退届に代えることができるものとする。

## 8 落札者の決定

(1) 島根県会計規則第 6 2 条の規定の基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価

格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### 9 入札の効力に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

#### 10 契約を担当する所属名及びその所在地

島根県立松江ろう学校

〒690-0121 島根県松江市古志町 191-6

#### 11 その他必要な事項

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書

契約書を要する。

(3) 契約保証金

ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により、上記10の契約先所属に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。  
契約保証金の免除を希望する者は、次の書類を提出すること。

(ア) 契約保証金の免除申請書

(イ) 島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当することを証明できる書類  
(契約書の写し等)

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

(ア) 納付場所 上記10の契約先所属が示す場所

(イ) 納付時期 落札の日から7日以内

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(4) 注意事項

契約に必要な費用は、落札者の負担とする。

(5) 質疑

ア 質疑事項がある場合は、入札質疑書（様式第2号）により提出すること。

イ 提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限 令和8年3月19日(木) 17時00分まで

(イ) 提出場所 上記3(1)の場所

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。

ただし、持参以外の方法による場合は、必ず到着を確認すること。

ウ 質疑に対する回答については、令和8年3月23日(月)までにファクシミリによりすべての入札参加希望者に対して送信する。

## 12 添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 入札質疑書(様式第2号)
- (3) 入札辞退届(様式第3号)
- (4) 委任状(様式第5号)
- (5) 入札書(様式第5号)
- (6) 入札書(代理人用)(様式第6号)
- (7) 入札参加資格に関する誓約書
- (8) 入札保証金の免除申請書
- (9) 契約保証金の免除申請書
- (10) 契約書(案)
- (11) 島根県清掃業務特記仕様書

## 13 その他

この入札に関する問い合わせ先は、次のとおり。

島根県松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校 事務室 担当 坂本

電話: 0852-36-7222

ファクシミリ: 0852-36-7223



## 島根県清掃業務特記仕様書

I. 業務概要		
1. 業務名	島根県立松江ろう学校校舎清掃業務委託	共通仕様書関連項目 (第1編総則を「I」、第4編清掃を「IV」としている)
2. 業務場所	松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校	
3. 履行期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで	
4. 業務仕様	<p>(1)本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部令和5年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。</p> <p>(2)本仕様の・印は、○を付したものを適用する。</p>	<p>(I 1.1.1 適用)</p> <p>(I 1.1.6 関係法令等の遵守)</p> <p>(IV 1.1.1 適用)</p>
5. 対象業務	<p>本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常清掃業務</li> <li>○ 定期清掃業務</li> <li>○ 窓ガラス清掃業務</li> <li>・ 外壁清掃業務</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常巡回清掃業務</li> <li>○ ごみ運搬処理業務</li> <li>・ 外部建具清掃業務</li> <li>・ 建物周囲清掃業務</li> <li>・ ブラインド清掃業務</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	

II. 共通事項		
1. 業務の範囲	本業務範囲は、「清掃面積等調査(別紙1.2)」のとおりとする。	(IV 1.1.4 清掃業務の範囲)
2. 業務日と作業時間帯	<p>(1)日常清掃業務等</p> <p>日常清掃業務等の業務日と作業時間帯は次のとおりとする。</p> <p>業務日: 月 曜日 から 金 曜日</p> <p>(祝祭日、8/10~8/21、年末年始12/29~1/3を除く)</p> <p>業務時間帯: 8 時 30 分 から 17 時 00 分</p> <p>(2)作業時間帯の制限</p> <p>(1)の作業における各場所の作業時間については、施設管理者と協議すること。</p> <p>(3)定期清掃業務等</p> <p>定期清掃業務等の業務日と作業時間帯は次のとおりとする。</p> <p>実施日は、施設管理担当者と協議すること。</p> <p>業務日: 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始12/29~1/3を除く)</p> <p>業務時間帯: 8 時 30 分 から 17 時 00 分</p>	<p>(I 1.3.3 業務条件)</p> <p>(IV 1.1.6 業務時間)</p> <p>(IV 1.1.8 臨時の措置)</p>

## 島根県清掃業務特記仕様書

<p>3. 業務関係図書</p>	<p>(1)業務計画書</p> <p>業務計画書を作成し、業務の実施前までに施設管理担当者の承諾を得ること。業務計画書は次の項目を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 業務概要(業務名・期間・場所・担当部局名)</li> <li>② 業務実施体制表</li> <li>③ 年間作業計画表</li> <li>④ 業務管理(業務内容・作業日時・作業範囲・作業要領・業務責任者・業務担当者・教育訓練・その他必要な事項)</li> <li>⑤ 安全管理(安全管理体制表・安全管理事項・緊急連絡先・その他必要な事項)</li> <li>⑥ その他特記すべき事項</li> </ol> <p>(2)業務関係者の届出</p> <p>次の事項について施設管理担当者に届け出ること。</p> <p>なお、業務内容により代替要因を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 業務責任者(氏名、資格・経験年数、主な業務経歴)</li> <li>② 業務担当者名簿(氏名、資格・経験年数)</li> </ol> <p>(3)月間作業計画書</p> <p>月間作業計画書(月間の日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃等の作業内容の別の作業計画日表及びその他必要な事項)を作成し、当該作業の実施前までに施設管理担当者の承諾を得ること。</p>	<p>( I 1.2.1 業務計画書)</p> <p>( I 1.2.2 作業計画書)</p> <p>( I 1.4.6 施設管理担当者の立会い)</p> <p>(IV 1.1.11 使用資機材の報告)</p> <p>( I 1.4.2 代替要員)</p>
<p>4. 業務の記録、報告及び検査</p>	<p>(1)業務の記録</p> <p>作業実施等について、作業日報(1日の作業の実施・点検記録、施設管理担当者との打合記録、その他必要な事項)を記録し保管すること。</p> <p>(2)業務の報告</p> <p>毎月次の書類等を取りまとめ、施設管理担当者へ報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 月間の作業日報</li> <li>② 定期清掃、特別清掃業務を完了したときは、作業前、作業中、作業後の写真を提出すること</li> </ol> <p>(3)完了検査</p> <p>業務を完了したときは、業務の履行について検査を受けること。</p>	<p>( I 1.2.4 業務の記録)</p> <p>( I 1.1.5 書面の書式及び取扱い)</p> <p>( I 1.4.7 業務の報告等)</p> <p>(IV 1.1.9 清掃業務の報告及び確認)</p> <p>( I 1.6.1 業務の検査)</p>

## 島根県清掃業務特記仕様書

<p>5. 業務責任者の資格等</p>	<p>(1)業務責任者の資格等</p> <p>業務責任者は、次のいずれかの資格等を有する者を選任する。          なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。</p> <p><input type="radio"/> 清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)施行規則第25条第2号)</p> <p><input type="radio"/> 建築物衛生管理技術者(建築物衛生法第7条第1項)</p> <p><input type="radio"/> 1級ビルクリーニング技能士(職業能力開発促進法第44条第1項)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="radio"/> 2級ビルクリーニング技能士(職業能力開発促進法第44条第1項)</p> <p><input type="radio"/> 業務経験6年以上程度の者</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="radio"/> 業務経験3年以上程度の者</p> <p>(2)業務責任者の業務形態</p> <p>業務責任者の業務形態は次による。</p> <p><input type="radio"/> 非常勤                      <input type="radio"/> 常勤</p> <p>(3)業務担当者の技術・技能の向上</p> <p>受注者は、業務担当者の技術の向上、業務に従事する者として守るべきルール及びマナーの向上を図るため、定期的に研修を実施すること。</p>	<p>(I 1.3.1 業務管理)</p> <p>(I 1.3.2 業務責任者)</p> <p>(I 1.3.5 環境衛生管理体制)</p> <p>(I 1.3.6 業務の安全衛生管理)</p> <p>(I 1.3.7 火気の取扱い)</p> <p>(I 1.3.8 出入り禁止箇所)</p> <p>(I 1.4.4 別契約の業務等)</p> <p>(I 1.4.1 業務担当者)</p>
<p>6. 受注者の負担及び支給材料等</p>	<p>(1)負担の範囲</p> <p>① 次に挙げる衛生消耗品は受注者の負担とし、業務場所に保管し、いつでも使用できるよう補充すること。なお、下記数量を超える場合は施設管理担当者との協議することとし、余剰の場合は発注者へ引き渡すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレtpーパー(規格:古紙100%、114mm×65m) 2000 個</li> <li>・ 水石鹸(規格:7~10倍希釈、手指洗浄用) 缶</li> </ul> <p>② 業務実施に当たり必要となる清掃用資機材は、次に挙げるものを含め受注者の負担とする。ただし、電気、ガス、水道等の使用料及び高所作業に必要な足場等(作業床高さ2m以上)に係る費用を除く。</p> <p>なお、電気、ガス、水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃用流し排水口のごみ類の流入を防止するための器具</li> <li>・ 給湯室流しの茶殻を処理する容器</li> <li>・ 喫煙スペースのたばこの吸殻を処理する金属製の容器</li> <li>・ ごみを運搬又は搬出するためのカート及びごみ袋</li> <li>・ ごみの重量を測定するためのプリンター付台秤の電池、専用印字用紙及びリボンカセット</li> </ul>	<p>(I 1.1.3 受注者の負担の範囲)</p> <p>(IV 1.1.5 支給品)</p>

## 島根県清掃業務特記仕様書

	<p>(2)支給材料等</p> <p>① 次の材料等は、支給品を使用する。</p> <p>・</p> <p>② 次の用具等は、貸与する。</p> <p>・</p>	
7. 建物内施設等の利用	<p>(1)居室等の利用</p> <p>次の居室等は無償で使用できるものとする。</p> <p>・休憩室</p> <p>(2)駐車場の利用</p> <p>施設内の駐車場の利用は施設管理担当者と協議すること。</p> <p>(3)廃棄物の処理等</p> <p>発生材の保管場所及び集積場所は、施設管理担当者と協議すること。</p>	<p>(I 2.1.1 居室等の利用)</p> <p>(I 2.1.2 共用施設の利用)</p> <p>(I 2.2.2 持ち込み資機材の残置)</p> <p>(IV 1.1.12 資機材等の保管)</p> <p>(I 2.1.3 駐車場の利用)</p> <p>(V 1.5.1 廃棄物の処理等)</p>
8. 注意事項 (留意事項)	<p>(1)受注者は、業務関係者に作業衣等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。</p> <p>(2)作業実施に当たっては、来庁者及び庁舎内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。</p> <p>(3)精密機械・機器の設置場所の作業に当たっては、衝撃、ごみ、火気及び湿気等が発生することがないように十分に注意して作業を実施すること。</p> <p>(4)執務室内の電源を使用する場合は、容量オーバーによる停電が起きないように注意すること。</p> <p>(5)建物、工作物、器具及び備品等に棄損を発見したとき又は損害を与えたときは、直ちに施設管理担当者に報告すること。</p> <p>(6)建物環境において、不衛生な措置をとらないこと。</p> <p>(7)事故防止について</p> <p>作業中途での休憩及び作業終了後は各用具、資材の整理整頓並びに格納を行い安全で清潔な管理を行い、作業事故、外来者等の事故防止に努めること。</p>	<p>(I 1.4.3 服装等)</p> <p>(I 2.2.1 作業用足場等)</p> <p>(I 2.2.3 危険物等の取扱い)</p> <p>(IV 1.1.13 注意事項)</p>

## 島根県清掃業務特記仕様書

### Ⅲ. 個別事項

<p>1. ごみ運搬処理業務</p>	<p>(1) 一般ごみ、古紙資源ごみ及び容器資源ごみは、定められた時間に、各執務室前の廊下、給湯室、喫煙スペース及び便所等の分別回収箱等から回収し、分別確認作業を行い所定の場所に集積すること。</p> <p>(2) 分別されたごみは、市・町の指定収集日に、種別ごとに排出すること。</p> <p>① 収集したごみの集積場所:ごみ集積場(屋外)</p> <p>② 回収業者:施設管理担当者の指示による</p> <p>③ 回収業者への引き渡し:施設管理担当者の指示による</p>	<p>( I 1.5.1 廃棄物の処理等)</p> <p>( I 1.5.2 産業廃棄物等)</p> <p>(IV 2.3.1 ごみ運搬処理)</p>
<p>2. 建物周囲清掃業務</p>	<p>(1) 作業範囲</p> <p>建物周囲の次の場所について清掃作業を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関周り(ポーチ)</li> <li>・ 構内通路</li> <li>・ バルコニー</li> <li>・ 犬走り</li> <li>・ 駐車場</li> <li>・ (図示のとおり)</li> </ul> <p>(2) 積雪時の対応</p> <p>(1)作業範囲のうち、次の場所については、冬期の積雪時において、拾い掃きに代え適時人力等による簡易な除雪を行うこと。</p> <p>① 玄関周り、出入口周り</p> <p>② 構内通路(歩行部分)</p> <p>③ 給油口、消火栓、ごみ搬出口等の周囲</p>	<p>(IV 3.4 建物周囲)</p>







「清掃面積等調査」(建物内部の日常・巡回・定期清掃)

施設名 松江ろう学校 棟名

建物内部の清掃

場所区域	階数	室名	仕上材		清掃面積	対象業務													備考					
			床仕上げ	種別		日常清掃			日常清掃(床以外)			巡回清掃		定期清掃(床)			定期清掃(床以外)							
						作業1	作業2	作業3	作業1	作業2	作業3	作業1	作業2	作業3	照明器具拭き	吹出・吸込口拭き	ブラインド拭き	その他(有無)						
8 階段	1階	管理棟階段室	ビニル床タイル	弾性床	46.00	1/週										1/年								
	2階	管理棟階段室	"	弾性床	57.00	1/週										1/年								
	3階	管理棟階段室	"	弾性床	56.00	1/週										1/年								
	1階	教室棟階段室	"	弾性床	46.00	1/週										1/年								
	2階	教室棟階段室	"	弾性床	46.00	1/週										1/年								
	3階	教室棟階段室	"	弾性床	46.00	1/週										1/年								
	屋上	塔屋	"	弾性床	19.00	1/月										1/年								
9 食堂	1階	食堂	ビニル床タイル	弾性床	240.00	1/日										1/年								
10 浴室、脱衣室、シャワールーム																								
計					4,715.62																			

注) タタミ、フローリングは弾性床とする。



## 「清掃面積等調査」(建物内部の定期床以外総括・建物外部)

施設名	松江ろう学校	棟名	
-----	--------	----	--

## 建物内部の清掃(続き)

	区分	作業内容	型式等	数量	単位	周期	備考	
定期清掃(床以外) 総括表 (積算基準4.2.5)	1 照明器具	管球・反射板拭き	40W*2		個			
			40W*1		個			
			40W*4		個			
		管球・反射板・カバー拭き	40W*2		個			
			40W*1		個			
			40W*4		個			
		管球・反射板拭き	ダウンライト		個			
			ボール灯		個			
			誘導灯		個			
	2 吹出口・吸込口	天井吹出口 500*500程度				個		
		線状吹出口 600程度				個		
		線状吹出口 1300程度				個		
		吹出口 400*200程度				個		
		吸込口 300*300程度				個		
	3 ブラインド	スラット等拭き	ベネシヤン			m <sup>2</sup>		
			パーテカル			m <sup>2</sup>		
		箇所名	部位	作業内容				
	4-1 玄関ホール	壁	フロアマット	除塵・部分拭き		m <sup>2</sup>		
			什器備品	拭き		式		
	4-2 廊下及び エレベーターホール	壁		除塵・部分拭き		m <sup>2</sup>		
4-3 便所	壁		除塵・部分拭き		m <sup>2</sup>			
		換気扇	拭き		個			
4-4 湯沸室	壁		除塵・部分拭き		m <sup>2</sup>			
		換気扇	拭き		個			
4-5 階段	壁		除塵・部分拭き		m <sup>2</sup>			
4-6 県民室	壁		除塵・部分拭き		m <sup>2</sup>			
		什器備品	拭き		式			
ごみ運搬処理 (積算基準4.2.6)	ごみ運搬処理	事務室、職員室等からごみ集積所までの運搬		350.80	m <sup>2</sup>	2/週		
		分別		350.80	m <sup>2</sup>	2/週		
		梱包		350.80	m <sup>2</sup>	2/週		

## 建物外部の清掃

	区分	作業内容	面積	単位	周期	備考
定期清掃 (積算基準4.3.1)	1 玄関周り	洗淨		m <sup>2</sup>		
	2 窓ガラス	窓ガラス、サッシの拭き	1790.00	m <sup>2</sup>	1/年	
		窓ガラス、サッシの拭き 足場必要		m <sup>2</sup>		
		玄関ガラス		m <sup>2</sup>		
3 上記以外						
日常清掃 (積算基準4.3.2)	1 玄関周り	防塵、水拭き、除草、人力による簡易な除雪		m <sup>2</sup>		
	2 構内通路、駐車場	拾い掃き、除草、散水、排水溝ごみ・泥除去、人力による簡易な除雪		m <sup>2</sup>		
	3 屋上・バルコニー	拾い掃き、除草、ルーフトレン等ごみ・泥除		m <sup>2</sup>		
	4 喫煙スペース	除塵、水拭き		m <sup>2</sup>		
		吸殻収集、ごみ収集		m <sup>2</sup>		



## 「作業1・2・3」の作業内容

表の作業部位及び作業項目は、共通仕様書第4編清掃第2章「建物内部の清掃」による。

場所区域	作業種別	日常清掃(床) (積算基準4.2.1)	日常清掃(床以外) (積算基準4.2.2)	日常巡回清掃 (積算基準4.2.3)	定期清掃(床) (積算基準4.2.4)	定期清掃(床以外) (積算基準4.2.5)
1 玄関ホール	作業1	除塵、部分水拭き	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品・金属部分防塵、ごみ収集	床部分水拭き	表面洗浄又は一般床洗浄	壁、フロアマット、扉ガラス、什器備品、照明器具、吹出(吸込)口
	作業2			フロアマット除塵、ごみ収集	剥離洗浄	
2 事務室	作業1	除塵、部分水拭き※1	ごみ収集		表面洗浄又は一般床洗浄※2	照明器具、吹出(吸込)口、ブラインド
	作業2				剥離洗浄	
	作業3				補修	
3 会議室	作業1	除塵、部分水拭き※1	ごみ収集		表面洗浄又は一般床洗浄※2	照明器具、吹出(吸込)口、ブラインド
	作業2		什器備品拭き		剥離洗浄	
	作業3		窓台の除塵・拭き		補修	
4 廊下及びエレベーターホール	作業1	除塵、部分水拭き※1	ごみ収集	床部分水拭き(繊維床は除塵)、ごみ収集	表面洗浄又は一般床洗浄※2	壁、照明器具、吹出(吸込)口
	作業2		手すり拭き		剥離洗浄	
5 便所及び洗面所	作業1	除塵、全面水拭き	扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓・鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充、ごみ収集、汚物収集	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄	表面洗浄又は一般床洗浄	壁、照明器具、吹出(吸込)口、換気扇
	作業2			衛生消耗品補充、ごみ収集、汚物収集	剥離洗浄	
6 湯沸室	作業1	除塵、全面水拭き	流し台洗浄、厨芥収集	床部分水拭き	表面洗浄	壁、照明器具、吹出(吸込)口、換気扇
	作業2				剥離洗浄	
7 エレベーター	作業1	除塵、部分水拭き※1	壁・扉・操作盤部分拭き、扉溝防塵	床部分水拭き	表面洗浄又は一般床洗浄※2	
	作業2				剥離洗浄	
8 階段	作業1	除塵、部分水拭き※1	手すり拭き		表面洗浄又は一般床洗浄※2	壁、照明器具
	作業2		窓台除塵・拭き		剥離洗浄	
9 食堂	作業1	除塵、部分水拭き	洗面台・鏡拭き、窓台除塵		表面洗浄又は一般床洗浄	窓台、扉、照明器具、吹出(吸込)口
	作業2				剥離洗浄	
10 浴室、シャワールーム、脱衣室	作業1	洗浄	壁、洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具拭き、扉部分拭き、足拭きマット乾燥、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集、ごみ収集		表面洗浄又は一般床洗浄※2	天井、扉、照明器具、換気扇
	作業2	除塵、部分水拭き			剥離洗浄	
11 ゴミ集積所	作業1	除塵、全面水拭き	吸殻収集容器拭き、ごみ収集容器拭き、排水口(溝)ごみ収集及び扉部分拭き		洗浄	壁、扉、照明器具、換気扇
備考		※1 床仕上げが繊維床、フロアマットの場合は「除塵」のみ			※2 床仕上げが繊維床、フロアマット、木製床の場合は「洗浄」	

### 繊維床の洗浄及び補修の作業内容

補修は、各所出入り口周辺やコーナー周り等歩行導線の激しい箇所を対象とする。

- |  |
|--|
| (1)繊維床の洗浄(全面クリーニング)は、原則として次の方法で実施する。<br>①スクラバー方式                      ②ドライホム方式<br>③エクストラクター方式              ④スチーム方式<br>(2)繊維床の補修(スポットクリーニング)は、原則として次の方法で実施する。<br>①パフイングパッド方式              ②パウダー方式 |
|--|

